

経営事項審査申請に係る提出・提示書類一覧

【上川総合振興局】

	提出書類	提出部数	
1	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（様式第二十五号の十四）	3部 （正本1部、副本2部）	必ず提出
2	<input type="checkbox"/> 工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（別紙一）		
3	<input type="checkbox"/> 技術職員名簿（別紙二） <令和5年7月1日から有資格区分コード表が新しくなりました。>		
4	<input type="checkbox"/> その他の審査項目（社会性等）（別紙三）		
5	<input type="checkbox"/> 経営状況分析結果通知書	原本1部、コピー1部	
6	<input type="checkbox"/> 北海道収入証紙貼付用紙（※貼付のみしてください。消印は不要です。）	1部	
7	<input type="checkbox"/> 工事種類別完成工事高付表（第1号様式）	2部	該当する 場合のみ 提出
8	<input type="checkbox"/> 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）		
9	<input type="checkbox"/> 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）		
10	<input type="checkbox"/> CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号） ※様式別紙2に記載していない技術者でCPD単位を取得している方がいる場合		
11	<input type="checkbox"/> 技能者名簿（様式第5号）		
12	<input type="checkbox"/> 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）		
13	<input type="checkbox"/> 建設業経理事務士等名簿（任意様式）		
14	<input type="checkbox"/> 建設機械の保有状況一覧（任意様式）	1部	
15	<input type="checkbox"/> 副本返信用封筒（レターパック等） ※送付先を記入してください。		

	必要な確認書類（郵送の場合は全てコピー）
1	<input type="checkbox"/> 建設業許可通知書（申請日時時点で許可を受けている業種すべて）
2	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請書（申請日時時点で許可を受けている業種すべて）※様式第1号のみ提出。他は省略可能。
3	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第22号の2）、 廃業届（様式第22号の4） （直前の決算日～申請日以前に提出されたものがあれば全て添付。） ※経営事項審査を申請できる業種は申請日時時点で許可を得ている業種のみです！
4	<input type="checkbox"/> 前年度の経営事項審査申請書一式（※前年度の確認書類は添付不要。）
5	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書
6	<input type="checkbox"/> 【初めて申請する場合】法人番号指定通知書又は国税庁法人番号検索サイトの画面を印刷したもの
7	<input type="checkbox"/> 【法人】法人税別表16 【個人】所得税青色申告書又は収支内訳書 （法人・個人ともに経営状況分析結果通知書に「参考値」の記載がある場合は省略可能）
8	<input type="checkbox"/> 変更届出書（別紙5-1）（建設業の決算報告書一式）
9	<input type="checkbox"/> 決算報告書中の工事経歴書に記載のある契約書又は注文書及び注文請書等 （審査を受ける全業種についてそれぞれ元請・下請を問わず請負金額の上位3件分）（注） 【設計変更があった場合】変更契約書又は変更契約通知書 【共同企業体（JV）により受注した工事がある場合】附属協定書（請負金額の比率が確認できるもの）
10	<input type="checkbox"/> 消費税確定申告書第1表 【窓口で申告した場合】税務署の受付印がある確定申告書第1表 【電子申告した場合】送信データ（確定申告書第1表）及び税務署からの受信通知 （決算報告書中の売上高が消費税納税申告書の課税標準額を上回る場合、その理由を確認します。非課税売上げがある場合は、確定申告書（付表2-3）を添付してください。また、場合によっては『消費税納税証明書』の提示を求めることもあります。）
11	<input type="checkbox"/> 技術者名簿に記載のある技術者の合格証等（資格者証、登録基幹技術者講習修了証、卒業証書、実務経験証明書） 【昨年確認済の場合】基本的に資格の提示は不要。 ただし、「登録基幹技術者講習修了証」は有効期限を確認する必要があるため、提示が必要です。 【実務経験が必要な場合】実務経験証明書と確認書類（契約書類等） ※審査効率化のため事前確認（郵送可）にご協力をお願いします。
12	<input type="checkbox"/> 監理技術者講習修了証（写）、監理技術者資格者証（写）※審査基準日に有効であること（講習修了日が審査基準日以前） ※監理技術者講習修了証については、講習修了日の属する年の翌年から5年間を加点対象期間とします。
13	<input type="checkbox"/> 常勤を確認する書類 【初めての名簿掲載者】雇用保険被保険者資格喪失届入力表 【昨年からの名簿掲載者】雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書、健康保険証（写）、住民税特別徴収税額決定通知書のいずれか1つ

14	<input type="checkbox"/>	雇用が限定されている高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合は、次の書類が必要です。 ①継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号） ②継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印がある就業規則（常時10人以上労働者を使用する企業の場合に限る）
15	<input type="checkbox"/>	雇用保険の労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書 （審査基準日を含む年度の申告書及び審査基準日を含む期の領収済通知書）
16	<input type="checkbox"/>	健康保険・厚生年金保険の領収証書又は納入証明書 （審査基準日を含む月のもの1ヶ月分の保険料納入に関するもの、国民健康保険組合に加入している場合も同様）
17	<input type="checkbox"/>	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）
18	<input type="checkbox"/>	退職一時金制度若しくは企業年金制度（下記のいずれか一つ） ①中小企業退職共済事業本部の掛金領収書又は加入証明書 ②特定退職金共済団体が発行する特定退職金共済掛金の領収書又は加入証明書 ③退職手当の定め（算定方法を含む）がある労働協約若しくは就業規則書（審査基準日において有効なもので、10人以上雇用している場合は労働基準監督署の受付印があるもの） ④適格退職年金契約書の写し（当該契約が法人税法附則20条に規定する適格退職年金であることを確認できるもの（平成14年3月31日までに締結されたもの））及び領収書又は加入証明書 ⑤厚生年金基金加入通知書、証明書又は基金が発行する掛金領収書 ⑥厚生労働大臣（厚生（支）局長）による企業型年金規約承認通知書又は建設業者と確定拠出年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約書又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書 ⑦確定給付企業年金（基金型：企業年金基金の発行する加入証明書、規約型：資金管理運用機関の発行する加入証明書）
19	<input type="checkbox"/>	法定外労働災害補償制度（下記のうち、加入している制度に応じて書類を提示） ①（公財）建設業福祉共済会の団体保険（建設労災補償共済制度加入証明書又は建設労災補償共済契約証） ②（一社）建設業労災互助会の団体保険（加入証明書兼領収書） ③全日本火災共済協同組合連合会の団体保険（加入証明書） ④（一社）全国労働保険事務組合連合会（加入証明書） ⑤民間保険会社の労働災害総合保険（保険証書（特記事項証明書等含む）又は加入証明書）（加入証明書は、保険会社の公印があれば支店（支社）、代理店の発行のものでも認める） ※以下4つの要件が記載されていること （1）業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。 （2）直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人全て）の直接の使用関係にある職員全てを対象とすること。（パート・アルバイトも含む） （3）原則として死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係わる災害の全てを対象とすること。 （4）（1）～（3）の補償内容で共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するもの ※記名式のものや作業員数の上限があるものは認めません。 ※補償期間に審査基準日が含まれていること
20	<input type="checkbox"/>	CPD単位取得数 取得したCPD単位数を証明する書類（写） ※申請書には計算後の単位数を記載してください。（計算方法：取得単位÷認定団体数値×30）
21	<input type="checkbox"/>	技能レベル向上者数・技能者数 ①建設技能者が受けた評価を証明する書類（写） ②審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施工体制台帳及び作業員名簿等以下の記載がある書類 氏名、生年月日及び年齢、職種、社会保険の加入状況、工事名、工期 ③雇用が確認できる書類（「13 常勤を確認する書類」と同様）
22	<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況、次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況（複数の認定を取得している場合、最も配点の高いものを評価とします） 認定機関が発行する基準適合一般事業主認定通知書等（写）
23	<input type="checkbox"/>	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 ※審査対象工事において該当措置を全て実施していること <審査対象工事> 次の①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事 ①日本国内以外の工事 ②建設業法施行令で定める軽微な工事 ③災害応急工事 <該当措置> ①CCUS上での現場・契約情報の登録 ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備 ③経営事項審査申請時に様式第6号誓約書の提出
24	<input type="checkbox"/>	民事再生法又は会社更生法の適用 審査対象営業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合にあっては、その決定日を証明する書類（写） 審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合にあっては、その決定日を証明する書類（写）
25	<input type="checkbox"/>	防災活動への貢献の状況 申請者が防災協定を締結している場合（国、特殊法人又は地方公共団体との間の防災協定書（写）） 申請者の所属団体が防災協定を締結している場合 ①国、特殊法人又は地方公共団体との間の防災協定書（写） ②当該団体に所属していることを証する書類 ③防災活動に一定の役割を果たすことを確認できる当該団体の活動計画書又は証明書 ※所属する団体の発行する加入証明書で上記②③を確認できる場合は、①防災協定書（写）と加入証明書のみで結構です。

26	<input type="checkbox"/>	<p>監査の受審状況</p> <p>「1.会計監査法人の設置」に該当する場合（有価証券報告書若しくは監査報告書（写）、登記事項証明書）</p> <p>「2.会計参与の設置」に該当する場合（会計参与報告書（写）、登記事項証明書）</p> <p>「3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」に該当する場合（経理処理の適正を確認した旨の書類（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち経理実務の責任者であるものが自らの署名を付したものの）</p>
27	<input type="checkbox"/>	<p>公認会計士の数、二級登録経理事務士の数</p> <p>①経理事務士名簿（任意様式で作成）</p> <p>②合格証等（新規対象者のみ）</p> <p>③前回受付時の経理事務士名簿（受付印のあるもの）</p> <p>④雇用が確認できる書類（「13 常勤を確認する書類」と同様。）</p> <p>⑤経理事務士講習修了証（受講した年度の翌年度の開始日から5年経過していないもの）</p>
28	<input type="checkbox"/>	<p>研究開発費</p> <p>①有価証券報告書、②決算報告書の注記表（①、②は2年分必要です）</p>
29	<input type="checkbox"/>	<p>建設機械の所有及びリース台数</p> <p>①建設機械の保有状況一覧（任意様式で作成）</p> <p>②売買契約書又はリース（割賦）契約書（リース契約書は「審査基準日から1年7ヵ月以上の使用期間が定められているもの」又は「使用期間終了時の自動延長に係る文言が記載されているもの」）</p> <p>③要件を確認できるカタログ（写）</p> <p>④特定自主検査記録表（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車）</p> <p>⑤自動車車検証（写）※（ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ）</p> <p>⑥移動式クレーン検査証（写）（移動式クレーン）</p> <p>⑦前回受付時の建設機械の保有状況一覧</p> <p>※特定自主検査の検査年月日が審査基準日以前1年以内のもの。『建設機械の保有状況一覧』は、項番号56で記入した台数の一覧を作成してください。</p> <p>※電子車検証の場合においては、ICタグの読み取り画面（自動車検査証記録事項）を印刷したもの</p> <p>また、審査後、次年度の審査のため、受付印を押印して返却します。</p>
30	<input type="checkbox"/>	<p>エコアクション21の認証の有無、ISO9001の登録の有無、ISO14001の登録の有無</p> <p>審査登録機関の認証を証明する書類(写)</p>

（注）初めて受審される方は、工事種類別完成工事高【別紙一】に記載のある確認書類を「計算基準の区分」欄で選択した区分に応じて2年又は3年分添付してください。